

科学研究費補助金等の通報窓口に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、財団法人田附興風会（以下、「本法人」とする。）における科学研究費補助金等の通報窓口（以下、「通報窓口」）の処理につき定める。
- 2 この規程のほか、通報窓口の処理につき必要な事項は別に定める。

(委員会)

- 第2条 本法人に通報を処理する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の名称等については別に定める。

(通報窓口)

- 第3条 通報に応じるため、本法人に医師1名および事務員1名で構成する通報窓口を置く。
- 2 通報窓口は、通報に関する事実関係等を聴取し、委員会の事務局長に報告する。
- 3 事務局長は速やかに構成員を招集し委員会を開催する。
- 4 委員会は、関係者に対し簡単なヒアリングを行うことができる。
- 5 第4条による調査を行う場合は、通報者の同意を得なければならない。

(調査・措置)

- 第4条 委員会は通報の内容等について調査し、関係者に対し資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができ、関係者は、正当な理由がない限り調査に応じなければならない。
- 2 関係者との窓口は統括管理責任者の指示により、研究助成支援室の構成員が行う。
- 3 委員会は、通報の重要性等に応じ、違法行為等の停止、適法状態回復のための措置、および再発防止のための措置を講じなければならない。
- 4 委員会は、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者（通報者も含む。）に対し、懲戒処分、告訴または告発等を行うことができる。

(通知・報告)

- 第5条 委員会は、関係者のプライバシーに配慮しながら、通報者に対して通報の受領、調査および是正の結果について通知しなければならない。
- 2 委員長は、通報の処理につき理事長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止・秘密保持義務)

- 第6条 通報者は、通報を行ったことを理由として、人事、給与および勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。
- 2 委員会の委員、通報窓口およびその他通報に関与した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。